

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 令和元年10月17日(木) 午後2時00分～午後3時50分

場 所 新潟地方裁判所大会議室(1号館4階)

出席者 新潟地方裁判所長 大野 勝 則

司会者 山 崎 威(新潟地方裁判所刑事部部総括判事)

法曹出席者 黒 田 真 紀(新潟地方裁判所刑事部判事)

植 木 亮(新潟地方裁判所刑事部判事補)

山 根 直 輝(新潟地方裁判所刑事部判事補)

松 居 徹(新潟地方検察庁検事)

藤 井 慎一郎(新潟地方検察庁検事)

渡 邊 幹 仁(弁護士)

太 田 竜(弁護士)

裁判員経験者 4人

報道機関出席者 (8人)

新潟日報

産経新聞

朝日新聞

毎日新聞

NHK

読売新聞

共同通信

大野所長

新潟地裁所長の大野でございます。意見交換会を始めるに当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、皆様お集まりいただき、誠にありがとうございます。

裁判員裁判制度は、平成21年5月に施行され、今年10周年を迎え、各地で記念行事が行われているところです。この制度は、裁判員、補充裁判員として参加していただいた国民の皆様の高い意識と理解に支えられ、これまでおおむね順調に運用され、支持されてきたとの評価を得ております。

ここ新潟地裁におきましても、参加された皆様の多大な御協力の下、これまで100件を超える裁判員裁判を終えることができました。

もっとも、裁判員裁判の運用について肯定的な評価が定着しつつあるとはいえ、司法制度の長い歴史の中で見れば、まだまだ、たかだか10年しか経っていない未熟な制度ということもできます。一つ一つの事件について、制度の趣旨や理念、刑事裁判の原則等に照らして、問題点等がなかったかを不断に検討し、それを踏まえて制度の運用や制度そのものの改善を検討していく必要があるものと考えております。

本日の意見交換会は、裁判員として現に裁判員裁判を経験された方から、率直な御意見を伺う大変貴重な機会であり、皆様の御意見を参考に裁判官、検察官、弁護士の法曹三者が更に意見交換を重ねるなどして、裁判員裁判制度の改善を目指していきたいと考えております。

メディアの方にも御参加いただいておりますが、報道を通じて裁判員等を経験した皆様の貴重な体験談や御意見を一般の方に伝えていただくことで、制度に対する理解が深まり、今後、裁判員裁判に参加される方に正確なイメージを持っていただくことにつながることを期待しております。

御参加の皆様からは、是非忌憚のない御意見をいただき、この意見交換会が実り多いものとなりますことを期待いたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

司会者（山崎部総括判事）

それでは、早速、裁判員経験者の方々との意見交換会を進めさせていただきます。進行を務めます山崎と申します。よろしく願いします。

本日の進行ですが、まず、裁判員経験者の方々を含め、御参加いただいている方々から簡単に自己紹介をしていただきまして、裁判員経験者の方々にまずは全体的な裁判員を経験してみたいの感想などをお聞かせいただければと思います。その後で、用意している三つのテーマについて御意見をお伺いします。

まず、一つ目のテーマですが、検察官と弁護人の訴訟活動についてです。二つ目のテーマは、証拠調べと理解のしやすさについてです。三つ目のテーマは、評議の進め方と話しやすさについてです。その後、記者の皆様からも質問していただく時間を設けていますので、よろしくお願いします。

では、最初の自己紹介につきまして、裁判官の方から行いたいと思いますが、私は刑事部で裁判長を務めております山崎といいます。よろしくお願いします。

本日扱う2件の事件については、どちらも裁判長を務めました。本日、皆様と久しぶりにお会いできて大変うれしく思います。本日は活発な意見交換をさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

#### 黒田判事

刑事部で右陪席裁判官をしています黒田と申します。

私は、4番さんと一緒に裁判員裁判を担当させていただきました。今日は皆さんの忌憚のない意見を聞いて、これから自分自身も勉強していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

#### 植木判事補

同じく刑事部右陪席裁判官を務めております植木と申します。

私はこの4月から新潟に参りましたので、今回の二つの事件については実際には担当しておりませんが、本日は貴重なお話を伺えるということで楽しみにしております。こちらで出た意見を今後に活かしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 山根判事補

刑事部の左陪席裁判官の山根と申します。

私は今回の裁判員の皆様が担当された2件とも、公判を担当させてもらいました。皆さんと久しぶりにお会いできてうれしく思っています。

今日は皆さんから率直な意見をいただき、今後よりよい裁判員裁判を実現していけるようにしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

#### 藤井検事

新潟地方検察庁の検事の藤井でございます。

私は4番さんの事件につきまして、検事として担当させていただきました。

裁判員裁判も定着してきているとはいえ、まだまだ改善すべき点がいっぱいあると思いますので、今日は厳しい御意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いします。

#### 松居検事

同じく新潟地方検察庁の検事の松居と申します。

この4月にこちらの方に着任しましたので、この2件の事件についてはいずれも担当はしておりませんが、今、裁判員裁判の方を担当しておりますので、今後の勉強のためにいろいろな貴重な御意見、伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 太田弁護士

弁護士の太田と申します。

本日議題に上る2件のうちの1件の裁判員裁判を担当させていただきました。私ども弁護士にとって、裁判員経験者の方から直接御意見を伺えるというのは、まずめったにない機会です、非常にありがたいと思っています。

個人としても、弁護士全体としても、皆様の御意見を踏まえて、改善できることをしていきたいと考えておりますので、本日、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 渡邊弁護士

弁護士の渡邊と申します。

私は弁護士会で刑事弁護委員会に所属しております、それで本日参りました。今回お話しいただく件については直接は担当していませんが、今日いただいた貴重なお話を弁護士会にもフィードバックして、弁護士全体の技術の向上等につなげたいと思っておりますので、いい面ばかりでなく改善すべきところについても、是非御意見をお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

司会者

それでは、裁判員経験者の皆様から自己紹介と裁判全体を通じての感想を聞かせていただければと思います。

それに先立って、私の方から御担当いただいた事件がどんな事件であったか、簡単に御紹介をしたいと思います。

まず今回、1番、2番、3番の方には、同じ事件を担当いただきました。住居侵入、殺人未遂、傷害、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事件でした。

これは、被告人が会社の同僚の家に侵入し、面識のなかったその同僚の父親に対して、殺意を持って、その頭を包丁で多数回突き刺し、切りつけるなどしたけれども、その抵抗によって、加療約24日間の傷害を負わせたにとどまって、殺害を遂げなかったとともに、その同僚の母親に対しても顔面を切りつけるなどの暴行を加えて、全治約3日間の傷害を負わせた、あわせて、その際に正当な理由なく包丁を携帯していたという事件でした。

それでは、順番に裁判全体を通じての感想等を伺いたいと思いますが、まず、1番さん、お願いします。

裁判員経験者1番（以下、裁判員経験者を単に「1番」などと表記する。）

まず最初に思ったのが、こういう事件というのはテレビ番組や本でしか知らなかったんですけれども、実際にあるんだなど、そういう思いで今回出席させていただきました。

できれば、もう少し内容が詳しくればよかったかなと、そういうふうに感じました。

## 2番

裁判所に呼ばれまして、何で当たったのかなという気がしたんですけれど、裁判としては、短い期間で結審ということで、あれよあれよで終わったかなという気がしますし、検察官と弁護人につきましては、この事件についてもっと突っ込んで、深くできなかつたのかなという気はしました。もうちょっと突っ込んでくれば、すっきり判決が出せたのかなと思いますけれど、何となく終わったかなというのが実際の心境です。

## 3番

私も初めての経験で、毎日がよくわからないままに過ぎていって、ただ、テレビで見ているようなシーンが、実際、こういう感じで進められていくんだというのはすごく感じました。

事件に関しては、きちんと流れはわかったんですけれど、何かその動機というか、何でそんなことしたのかというのがわかりませんでした。その犯人の家の近所を通ったりすることもあるんですが、通るたびに何であの子は本当にこんなことをしたんだろうなって、今でもちょっと思い出すこともあります。

でも、全体としてはすごく貴重な体験をさせていただいて、ありがたかったかなと思っております。

## 司会者

ありがとうございました。4番の方には、殺人未遂と傷害の事件を担当いただきました。

この事件を簡単に御紹介いたしますと、被告人が自分の実家で実のお父さんを殺そうとして、その頭や首を包丁で多数回突き刺し、切りつけるなどしたけれども、抵抗されて全治4か月の傷害を負わせたにとどまって、殺害を遂げなかったというものと、その際に実のお母さんに対しても頭を複数回突き刺す暴行を加えて、全治約10日間の傷害を負わせたという事件でした。

裁判全体を通じての感想をお聞かせいただければと思います。

#### 4 番

まさか当たるとは思わずに当たってしまって、どうするのかなと思いつながら、初日は来ました。裁判が始まった時点で被告人を見たら、なぜか涙が出てきたんです。あれっと思って、こんな感情を持ってこの裁判の判決を決めちゃいけないんじゃないかなと思いつながらも、感情の方が母性というか甥っ子と同じぐらいの年齢だったので、この子がというので涙があふれてきて、どうしていいかわからなかったんです。

で、隣にいた黒田裁判官にどうしよう、涙が出てきてしまって困ったと言ったら、いいですよと言ってもらってほっとしたんですけれども、それからうちへ帰っても、もうずっとそのことばかり頭にあって、何か涙が出てくるんです。この子がどうして、でも、冷静にならなきゃいけないと思いつながらも、ちょっと胸が苦しい4日間でした。でも、いい経験ができたと思っています。ありがとうございました。

#### 司会者

ありがとうございます。それでは、これからはテーマに沿ったお話を伺ってきたいと思います。

一つ目のテーマですが、検察官と弁護人の訴訟活動についてです。まず、裁判官の方から裁判終了後に実施しているアンケートの結果などを簡単に御紹介した上で、経験者の皆様に御意見をお伺いしたいと思います。

では、1番、2番、3番の方に御担当いただいた事件のアンケート結果を御紹介いたします。

#### 山根判事補

それでは、私の方からアンケートの結果を紹介させていただきます。

まず、審理全体のわかりやすさとしては、大半がわかりやすかったという回答でしたが、わかりにくかったという回答もありました。

次に、検察官の説明、証拠調べについては、わかりやすかったと回答した人が

多かったです。

弁護人の説明や証拠調べについては、普通と答えた人が大半で、やはりわかりにくかったという人もいました。

続いて、当事者の法廷活動に対して指摘があった事項についてですが、弁護人の活動に関して、弁護人の話す内容がわかりにくかった、質問の意図内容がわかりにくかったという回答が、それぞれ過半数ありました。

また、相違点がわかりにくかったという意見もありました。以上です。

司会者

それでは、1番の方から検察官と弁護人の訴訟活動について御感想があればお聞かせいただきたいと思いますが、お願いします。

1番

この裁判員裁判に関して、弁護人の声は小さかったし、もう少し弁護の仕方があったんじゃないかなと感じました。

あと検察官は声もはっきりしていたし、内容もわかりやすかったのでよかったですけれども、弁護人はもう少し弁護に努めてもらえればよかったかなと感じました。

2番

こういうことを言うと不謹慎かなと思うんですけど、裁判が流れに沿っている、検察官が弁護していて逆転している、と頭の中によぎったときがありました。そんな中で検察官も大分調べて言っているかと思えますし、弁護人もそれなりに事情を聞いた中でしゃべっていると思ったんですけど、受けとめる感情として、まだ何か物足りないみたいな感じがしました。弁護人が弁護人になり切れてないというか、検察官も検察官になり切れてないみたいな、裏の話というのは全然わからないですけど、そんな感じでした。

司会者

ありがとうございます。3番さんお願いします。



### 3番

私は初めてのことなので、正しいことが言えるか自信はないんですが、被告人の20代ぐらいの男の人もきちんと自分の動機がよくわからなかったから、検察官の説明になったのかと思うんですが、動機のところが検察官の方の想像というか、予想みたいな感じで話が進められていました。でも、それが本当の気持ちだったのかなと思うところがありました。

それと、弁護人に関しては、1番、2番の方も何か同じような感じに思ったんですけど、途中で被告人に対して何か説教を試みたりとか、何か肝心な手紙の内容のことがきちんとわかってなくて答えられていなかったりとかしていて、もう少しいろいろなことがわかればよかったかなとは思いました。

### 4番

テレビの見過ぎなんですけども、裁判では証人は何人か出てきますよね。それが今回はけがをしたお父さん一人だけで、次の日に弁護側から証人が来るのかなと思った来ないので、あれという感じはしたんです。

何かもっとその人の人となりというのを知りたいなと思いました。生い立ちは書いてあったんですが、実際の声でこの人はこうだという証人とか、そういう人が出てくると、また考えが違うかなと思います。証人が一人しかいなかったの、こんなもんなのかなという感じは受けました。

### 司会者

ちょっと前後してしまいましたが、4番の方に担当いただいた事件のアンケート結果を御紹介します。

### 山根判事補

それでは、4番の方が担当された事件のアンケート結果について報告します。

まず、審理全体のわかりやすさとしては、わかりにくかったと回答した人はおらず、わかりやすかったという回答が大半でした。

検察官の説明や証拠調べについては、全員がわかりやすかったという回答にな

っています。

弁護人の説明や証拠調べについても、大半がわかりやすかったという回答です。

当事者の法廷活動に対しての印象としては、弁護人の法廷活動に関して話す内容がわかりにくかった、証人や被告人に対する質問の内容がわかりにくかったという回答が見られました。

#### 司会者

事件を知らない方のために少し補足をします。裁判員として参加される方はいつも、初めて犯罪をした人に向き合って、多かれ少なかれ、何でこういう人がこんなことやったのかわからないという印象を持たれるんですが、1番、2番、3番の方に御担当いただいた事件は、普通のわかりにくさをはるかに超えていて、本当に同僚の家に行ってお父さんを殺す理由というのが全然ないということで、最後の判決もその理由がわからないという前提で判断をしたという事件でした。

もちろんそこは一番大事なところなので、検察官も一生懸命調べたし、弁護人も一生懸命事情を聞いたんだと思うんですけど、裁判員にはわからないままで終わりました。そこが印象に残るというのも無理のない事件です。

では、まず検察官、弁護人の訴訟活動について、検察官からお聞きになりたいことがあれば、どうぞ。

#### 藤井検事

先ほど、検察官の訴訟活動について、声の大きさとかははっきりしてたというふうにお話しいただいたんですけども、例えば証拠を読んだりとか、冒頭陳述を読んだりするときに、どういうふうに読むのがいいのかなというのは、我々も常に考えている永遠のテーマでございます。これも人によってはちょっと変わるところもありますので、例えば早口になってしまったりとか、尋問のときに厳しい口調になってしまっているとか、あるいは逆に淡々とし過ぎて冷たい口調になってしまっているとか、どういうふうに読めばいいのかなということは、いつも考えているところでございます。もし検察官の書証の読み方であるとか、

尋問のときの口調であるとか、こういう点についてちょっと悪い印象を持ったのであるとか、直すべきではないかという印象を持たれた点があれば、教えていただければと思います。

司会者

どうでしょうか。是非、お伺いできればと思います。

2番

私としては全然問題なく進んだかなと思うんですけど。裁判を進める中でどうポイントを話してくださるのか、裁判の流れというのもあるんだと思いますけれど、時系列に沿って話してもらえればよかったかなと思います。

そういうふうには話していると思うんですけど、ちょっと前後したりしていたような気もするので、もっと裁判長にアピールするような話し方とか、そういうタイミングというのにも必要じゃないかなと思いました。

1番

私を感じたのは、失礼ですけども、男性の検察官よりも女性の検察官の方が適材適所というのか、声もはっきりしていたし、ちょっと威圧感を感じたんですけど事件に沿って話をしてるなというふうに感じました。

3番

私も話し方は、男性と女性の検察官で、女性の方は結構強目の口調で話していましたし、男性の方もはきはきした口調で聞きやすかったです。そんなに検察官に関して、聞き取りにくいとかそういうふうには思わなかったです。同僚の人の話とか、ふだんの職場での勤務態度とかそういったことも話して、被告人の人となりというのもどんな交遊関係があって、職場でどういう立場でどういう仕事をしていたというのも想像ができるような話し方だったと思います。

4番

申し訳ないんですけど、10か月近く経つと、そんな悪い印象はなかったもので、これと言ってここはよくなかったなということはありませんでした。今思い

返しても、検察官だからこんな感じだなというふうな印象でした。

司会者

弁護人の立場から御質問はありますか。

太田弁護士

貴重な御意見ありがとうございます。

先ほど検察官が御質問になったことを、弁護人側としてもお聞きしたいと思います。話し方やトーンで、もっとこうすればというものがあれば、教えていただきたいというのが1点です。

名指しで恐縮ですが、2番さんが、検察官の方が弁護をなさって、弁護人の方が逆にお説教をしていたようなところがあるというふうにおっしゃったかというふうに思います。

私が担当した事件ではないので、ちょっと詳細は不明ですし、中身に入るところもあるのかもしれませんが、弁護人としては被告人のよいところばかりを述べるのではなくて、やっぱり悪いところを指摘した上で反省の話も必要なのかなど、自分でやるときには考えたりしながら訴訟活動をしています。例えばもう少し突っ込んでこういうところに違和感があったとか、そういったものがありましたら教えていただけるとありがたいと思います。

2番

今振り返ってみますとよく覚えてないんですけど、もうちょっと弁護人が弁護してもいいかなという気がありました。

その点、どういうところをもっと弁護すればいいのかということになるかと思うんですけど、まず心理状態です。これを把握してもらわないと、こっちに幾ら話されても響いてこないんです。制約とかもあるかと思いますが、もうちょっとかばってやってもいいんじゃないかなという気がしました。

司会者

1番さん、先ほどおっしゃったことに付け加えて、何か弁護人の活動について

ございますか。

1 番

やっぱり先ほど4番の方もおっしゃいましたけれども、弁護する周りの仲間とか、そういう証人を一人でも二人でも連れてきて、ふだんはこうですよと、そういう感じを出してもらえれば、もう少しこちらの考えも変わったんじゃないかなというふうに考えます。ちょっと弁護人の弁護が弱かったかなというのが印象に残りました。

司会者

3番さんからは何かありますか。

3 番

私が参加した事件の弁護人の性格なのか、ちょっと感じたのは何となく人ごとみたいな感じがして、弁護人の本当の仕事がよくわからないのもあるのですが、何となくやつつけ仕事の的にやってるような印象を持ってしまったんです。

でも、弁護人みんながそうじゃないと思いますけれど。そのときの方は何となくそんな感じでした。

4 番

私もそう思いました。弁護人はその人の刑を軽くしてもらおうとか、この人をよく見てもらおうという役目があるのかなと思っていました。そしたら、書いてきた書類を何か棒読みというか、セリフを読んでるみたいで感情が入ってなかったんです。やっぱり次から次に事件があるから、一人の人に関わってられなくて、事務的に処理しているのかなという雰囲気は感じました。そこでもうちょっとこの人を弁護して、この人の刑を軽くしてあげたい、執行猶予を付けてあげたいというような情熱が私には伝わってきませんでした。

検察官はあんまり印象になかったんですけども、弁護人が何か事務的な処理の仕方だなというのはずっと思っていたので、今回このことを言えたらいいかなと思っていました。

司会者

ありがとうございました。

渡邊弁護士

今の点でお伺いしたいんですけれども、4番さんのお話で、棒読みみたいな感じであまり情熱が伝わってこなかったと、その場面なんですけれども、例えば冒頭陳述とか弁論の場面とか、あと証人尋問や被告人質問でも弁護人の質問があったと思うんですけれども、特にこの場面がいまいちだったというか、あまり情熱が伝わってこなかったというところがあれば、教えていただければと思います。

4番

一番最初の弁護人の発言のときから、あれ、何か文章読んでもという感じでした。被告人を見てなくて、その事件を見て、これこれこうだと言っているような、そんな感じがしました。それはずっと感じていました。

渡邊弁護士

冒頭陳述でもともと原稿があって、それを読み上げているような感じがしたということかとも思うのですが、被告人質問やそういう場面ではいかがだったでしょうか。

4番

最初の印象が強いせいか、そういう目で見えていたのもあるかもしれません。弁護しているというか、その裁判の流れでこうしているかなというような感じで、もうちょっと情熱というか、こっちに響くような弁護の仕方というか、何かしてくれると、ちょっと見方が違っていたかなと思います。最後まで弁護人というのはこういうふうな感情を出さずに淡々と進めていくものかなと思いました。

渡邊弁護士

ありがとうございます。

司会者

では、最初のテーマはこのぐらいにして、次のテーマに入りたいと思います。

2番目のテーマですが、証拠調べとその理解のしやすさについてです。

証拠調べでは、証拠の書類が読み上げられたり、証人の話を聞いたり、被告人の話を聞いたりしてもらいましたが、その中で印象に残ったもの、感じたものなどあれば、御紹介をいただければと思います。

では、1番さんから、証拠調べについて何か御感想はありますか。

1番

まず、犯罪に使われた包丁です。それを見せられたときに、これで人を殺せるのかなと、本当に殺す気なら普通なら菜切り包丁じゃなくて、出刃包丁を持ってくるんじゃないかなと、何で包丁を持ち出してきたのかなという、それがまず最初に感じた印象です。

2番

事件の状況としては大変わかりやすく説明があったと思います。物的証拠、また、被害者のけがの状態もちゃんとわかるようになっていました。

そんな中で、あまりリアルさがなかったような気がしました。本当にテレビを見ているような感じで、素人だからそんな目で見ているのかなと思うんですけど、包丁を見たとき、割ときれいに証拠として出されていて、もっと血痕がべったり付いているのかなと思ったらそうでもないという感じでした。

私としてはこういう事件は本当にあったんだなという程度でしか受け取れなかったんですけど、そういうのも何でこうなったのかというところまで説明してもらえたので、割とわかりやすい状況説明だったかなという気がしました。

司会者

3番さん、お願いします。

3番

今の質問は、被告人に検察官や弁護人が証拠を調べるために質問したことということですか。

司会者

ええ。それも含めまして、あと証拠の書類を読み上げられたり、あとは図面を見たり、証拠の見聞きをしたことの全てについて何か思うところがあればということですが。

### 3番

順番に回して見せてもらった包丁については、本当に家にある私でも使ってるような文化包丁で、こんなのを持って本当に殺そうとしていたんだなというので、やっぱりちょっと怖くてよく見れなかったです。血が付いていたりすると嫌だなと思って、裏返して見たりとかする勇気がなかったです。部屋の中のふすまが外れたりとか、刺された同僚のお父さんの傷の写真とか、白黒ではありましたが、本当にテレビで見るようなシーンが実際にこんなふう起きるんだなというのは思いました。

そういったものを実際に見ることで、文章とか言葉で言われるよりは、すごくリアリティーがありました。実際、この弱々しい男の人がこれをやったのかと思うと、そのときの心境ってやっぱり普通じゃないんだなというような感じがしました。

検察官とか弁護人が被告人に質問していた内容は、覚えてないんですけど、本当のことなのかはわからないけれど、一応答えていたので、それを判決のときの参考にするしかないんだなという印象でした。

証拠の包丁もスチールの透明のケースに入っていて、血がすごく付いていたのがくっきり残っていて、あっと思いました。

けがした写真、頭の写真とかは、画面でいろいろ映してくれたので、流れはわかりました。

ただ、包丁はそういう血が付いているのを見るのはわかっていながらも、ドキッとしました。なるべくなら模型とかそういうもので見せてもらった方が、ショックは少ないかなという感じはしました。

司会者



では、このテーマについて検察官の方から御質問はありますか。

#### 藤井検事

今、お話が出ましたとおり、今回の事件、被害者の方は両方とも大けがをされているという事件でございまして、そのときのけがの状況を白黒写真ということで紹介したというものだったと思います。

例えば血でありますとか、けがの状況とか、あるいは事件によってはもし被害者が亡くなられていたら、御遺体の写真ということが紹介されているケースがあるんですけども、そういういわゆる刺激証拠と呼ばれるものについて、どういふところまで立証すべきなのかというのは、実は今、我々も非常に悩んでいるところでございます。

一方で、あまりにこれは生々しいということになると、裁判員の方にショックを受けさせるということになって、立証すべきじゃないんじゃないかという意見もあれば、他方ではやはりそこはきちんとリアルといいますか、見ていただいた上で判断していただくのがいいのではないかという意見もありまして、今後考えていかなければいけないところなのかなと思います。ここで今、お話にもありましたけれども、皆様の御印象としまして、こういうけがの写真であるとか、血の写真であるとかについて、皆さんが担当された事件において、そういう立証をしない方がよかったというような印象を持たれたとか、あるいはもっとちゃんと見せるべきという印象を持たれたとか、その点の御印象とか御感想があればお願いできたらと思います。

#### 司会者

1 番の方からいかがでしょうか。

#### 1 番

私が担当した事件については、そんなにリアルに見せなくても、一般的にわかるんじゃないかなというふうに感じました。

#### 2 番

やっぱり公的機関の医者診断書とかが、重要になってくるんじゃないかなと思います。

今回は被害者が直接出てきて、そういう痛々しい姿を見せていただいたので、物証については、こんなもんでやったんだよという程度でよかったんじゃないかなという気はします。これが出て来られなかった場合、リアルな写真とかも必要じゃないかなという気はします。

### 3番

私は、きちんと現実を見せてもらった方がよかったと思います。凶器に使った包丁も、これで刺したのかと思いましたが、そういったものも全部きちんと見せていただいて、裁判員の中でも私みたいにそういうのを見れる人もいれば、嫌な人はもう見なくていいと、その方がいいと思います。

写真はモノクロでいいんですけど、殺人となるともっと傷が深かったり、凶器が違ったり、そうなる直視できない人もいるんじゃないかなという気はします。

### 司会者

証拠調べに関して、弁護人の立場から何かございますか。

### 太田弁護士

私は一つの事件しか内容を把握できていないところがあるのですが、弁護側の立証として、先ほどから出ているような動機が不可解であるというようなケースは比較的あると思います。その動機をどうお伝えしようかというところで、なかなか難しいと感じる場面というのは非常に多いのです。

時々やらせていただくのは、例えば何らかの障害、適応障害であるとか、そういった精神的な、疾患とまで呼べるかどうかというところはあるのですが、そういったものに被告人が陥っていた可能性があるとかですね。そうすると、適応障害ってじゃ何なのというところで、説明的なものをお出ししないといけないのかと、どう伝えていいか悩むところがあります。

弁護人の立場で、例えば皆様に動機の不可解な部分を伝えるときに、先ほど申し上げたような専門的な用語をお出しして、その解説の文献みたいなものを証拠調べでお出しすることがよいかどうか、それ以外に例えば被告人に対してこういうことを聞いてほしい、こういうところがわかれば、動機ももう少し伝わるんじゃないか何かお話があれば、教えていただければと思います。

司会者

いかがでしょうか。まず、担当された4番さんから伺ってみましょうか。

4番

今でも被告人の気持ちが理解できてないです。当人もわかってないというところもあると思うのですが、弁護人は本当の気持ちを聞くことはできないのかなと思いました。何でこんなことしたのかなというような詳しい状況、そのときの心境をもっと聞いてもらって、裁判のときに話をしてもらおうと、こういう感じでこういう犯罪を起こしてしまったんだとわかるような気はします。

司会者

今回、二つしか事件がないんですけれど、二つの事件を比べると、圧倒的に4番さんに担当していただいたものがわかりやすかったんです。

何で犯罪をしたのかは、やはり犯罪をしたことない人には最後までわからないところかもしれないんですけれど、この事件は長いいきさつがあってやってしまったという事件だったんですが、そのあたりの理解のしやすさというのはどうでしたか。

4番

裁判で生い立ちから聞きますよね。今までそういうのを聞いて、何でそんなことからやるのかなと思っていたんです。自分が関わってみて、生い立ちというのはその子の成長の過程で必要なことで、裁判に関してはきちんと生い立ちを話して、立証していかなきゃいけないんだとわかりました。

でも生い立ちがわかっても、何で実の親をと思いました。だから、一緒にやっ

た人もみんな何でだろうって言っていました。

司会者

1番さんから3番さんの事件は、やっぱり動機がわかりにくいのをもうちょっと突っ込んで明らかにしてほしいかということに尽きる感じでしょうか。

1番

そうですね。話を聞きに行くのに何で包丁を持っていったのかなというその辺が具体的にわからなかったのと、何でタクシーが来たのに隠れなきゃならないのかなという点です。

同僚に見られてもいいんじゃないかなと感じましたけれども。同僚に話をして気が済むなら、別に女性でなくても男性の方に聞いた方が、なお話がスムーズに進んだんじゃないかなというふうに感じました。

2番

この事件については、わからないことだらけで、検察官の説明と弁護人の説明とを聞いて、あと物証と状況で、大体こんな感じじゃないかなとは思いますが、実際そうなのかというのは、今でもちょっと自信はありません。

本人からこういう目的でこうやりましたということを経験者から直接聞かない限り、この事件に関しては全くわからないと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、最後のテーマに参りまして、評議の進め方と話しやすさについてです。証拠調べが終わって、証拠調べに基づく検察官と弁護人の意見を聞いて、一旦、法廷が終わった後にじっくりとどんな判決にするかということを経験者で話し合いました。その評議で、十分に意見が言えたかどうか。また更にもっと活発な意見交換をするために工夫すべきところがあるかどうか、経験者の皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思っています。

評議に関して、1番さんからいかがでしょうか。

1番

自分なりに評議の方に参加してみて、ちょっと言葉は悪いかもしれないんですけど、和気あいあいというか、皆さんが言いたいことを全体に言えたんじゃないかなと思います。

知らない方同士なんですけれども、内容を知ろうという気持ちが随分伝わってきました。

## 2番

評議についてはこの裁判をやる前までは、もう絶対、無期に近いかなという気でしたんですけど、全国的な事例を知らされましたので、こんなもんかなという気はしました。

素人が判決を決めるというのは、ちょっと難しいような気がしたんですけど、最後まで進んでいって、こんなもんかなという気です。

## 3番

評議で話していた中では、すごく話しやすい雰囲気もありました。殺人未遂ということで、笑っちゃいけないんじゃないかなぐらいに思っていたんですけど、いろんな意見が出て、それを否定する人もいなかったし、話しやすい雰囲気はありました。

投票で判決の年数を決めるのも、法律のことを知らない私たちが人の人生を決めるようなことをして、そこは責任を感じました。

## 4番

私も同じように、年数決めていいのかな。でもそういうふうに教えてもらって、こういう犯罪ならこのぐらいの刑というのが基本じゃないけどあるんで、それに従えばいいんだなというのはわかりましたけれど、でも、私に関わったのが、執行猶予が付かなかったので、そこは今もってちょっと残念だなという気はしております。

## 司会者

検察官から質問はございますか。

## 藤井検事

刑事裁判において、普通の一般的な生活のときとは違うまたルールがありまして、説明があったとは思いますが。例えば、立証責任は全て検察官が負う、すなわち検察官が立証に成功していなければ、被告に有利に考えるべきだというような、いろいろ刑事裁判ならではのルールというのがあったと思うんですけども、そういうルールにつきましては、皆様すっというふうに気持ちの中に入って、それに従って判断することができましたでしょうか。

あるいは、わかりづらかったとか、混乱したとかそういうような面はございましたでしょうか。

### 1 番

最初、周りの雑音は聞かないでそこにある証拠、証人などだけで判断をしてくれと、そういう話がありました。

ですから、それ以外のことは聞けないし、それが頼りというか、それを基に裁判を進行していかなければいけないんだなと感じました。

### 2 番

1 番さんが言われたとおり、そういうルールに一応のっとしてやったつもりなんですけれど、どうしても人間なので推測というのがあるんです。

どうしても裁判を進行する中で推測というのは、自分の中に入っちゃうんです。検察官の言ったことも結構疑わなければならないし、弁護人の言ったことも疑わなければならないし。そうになると、無限に疑問というのは湧いてくるんですけど、それを自分の中で証拠と照らし合わせて、これで間違いないんじゃないかと思ったのですが、非常に難しかったと思います。

### 3 番

私もルールにのっとしてということで、その証拠で決めなければいけないというのはわかってやっていたつもりですけど、やっぱり犯人の母親の話を聞いていると、どうしても感情が動いてしまうようなところは多くありました。

#### 4 番

同じですね。ちゃんとルールにのっとっていかなければいけないというのはわかって、書類見ながら判断はしたつもりですけど、心のどこかに感情というのがありました。でも、感情を抑えながらも決断しなきゃいけないというのは、やっぱり人間としていいのかなと、感情を出してもいいのかなという気持ちは、常に持っていました。

#### 司会者

弁護人の立場からございますか。

#### 渡邊弁護士

評議の前提として、検察官と弁護人からの意見ということでの論告弁論というのがあったかと思えます。弁論の配布資料があったかと思うんですけども、それが評議のときにどのぐらい生かされたのか、役に立つ部分があったかとか、役に立たなかったらどういうところが役に立たなかったかとか、そんなところをお聞かせいただけるとありがたいと思います。

#### 司会者

証拠調べが終わった後に、証拠に基づくまとめの主張を双方から聞いています。検察官も弁護人もその事件の最後の主張を法廷でするに当たって、評議の中で更に書類を見てもらいながら、主張を意識して評議してもらえればいいなという思いで書類を作ったりしていると思います。それが生かされてるかどうかという御質問だと思いますけれど、1番さん、いかがでしょうか。

#### 1 番

そういう意味では、内容がちょっとちぐはぐで、こちらに何を言いたいのかというのが、ちょっとわからなかったという感じがしました。

#### 2 番

どちらも心に響かないような説明と文章という感じでいたんですけど、それが普通なのかなという気もします。かといって、それがなければ、また証拠を聞

き直すというのも難しいものだと思います。

3番

私はその配られた配布資料の内容が今、思い出せないような感じです。多分、印象にあまり残らなかったんだと思います。

4番

私はここ来たときにもう一度読み返してみましたけれど、読むと、弁護人の言いたいこともわかるなという気はします。

ただ、字面だけ見るとわかってても、本人の本当の声を聞くと、また印象が違ったかなというような気もしています。

司会者

他よろしいでしょうか。それでは、記者の皆様から質問がありましたら、どうぞ。

記者（毎日新聞）

新潟の記者クラブ代表として質問させていただきます。まず裁判員経験者の方々に対して4問ほどお伺いいたします。

まず1問目、裁判を通していわゆるリーガルマインドという公正公平な判断を行うという、そういう精神は身に付いたのかどうか。そして、またそれが現在、ふだんの生活にも生かされているかどうかというところをお願いいたします。

1番

今の質問でいうと、今まで自分がやってきたのがちょっと恥ずかしいようなこともしてきたなというふうに感じますし、これからはもっと胸を張ってそういうことを考えない、しない、行わないというふうにしていきたいなと思うし、仲間内でもそういうのはしちゃだめなんだよと、勇気を出して言えるような形を言っていきたいなと感じます。

2番

すごい難しい質問で困ってしまいますけれど、社会全体を見ると、そうばっか



りは言っていられないかなという気はしています。この裁判を通じてはそういうきちんとした目でやっていますけれど、一般的に社会に出て、会社に行って、公平か公正かという、また全然違うような感じで、どちらかという、裁判の世界と今住んでいる世界と、ちょっと違うのかなという気はしました。

### 3番

私も2番さんと同じようなことで、やっぱり法律で裁かれる場面と日常生活というのはやっぱり違いますし、女性のしかも子供を持っている人からすれば実際に被告人の姿を見たりすると、感情が動いてしまうというところはどうしてもあります。

### 4番

裁判ではやっぱり冷静に平等にというのはわかります。でも、実際の生活では、自分を基準に物事を考えていて、なので、相手の立場になって物を考えて行動するようにはしています。

### 記者（毎日新聞）

ありがとうございます。それでは2問目です。裁判員を経験されたということで、皆様、多少なりとも長かれ短かれ、拘束される期間があったと思いますが、職務上の不利益、例えば長期間の休職を余儀なくされたりだとかというふうに、そういうふうな不利益を被ることがあったかどうかというのをお聞かせいただきたいです。

### 1番

最初に送られてきた冊子を会社の方に見せましたら、上司が有給でいいよと言ってくれたんです。

だから、その点に関しては安心したんですけども、やはり自分としては毎日心臓がドキドキするような感じで、浮付いた気持ちではいけないなというふうには思っていました。

### 2番

その当時私は無職だったので、まさか呼び出しされて、またその中から当たるとは思わなかったんです。選ばれるわけないよなという軽い気持ちで参加したら、こんなもんかなという感じだったんです。

だから、そういう会社の不利益は全然なかったです。ただ、遠くから来ている方もいて、そんな中で裁判所として最大限努力していただいで進行していったかと思えます。うちは近くですので、そんなことを考えたこともなかったです。

### 3番

私は地方公務員になるので、上司に裁判員に選ばれましたと相談したら、特別休暇で行ってくださいという形で、反対されることもなく、快く出してもらいました。

ただ、全部終わって久しぶりに仕事に行ったときに、机の上がメモで埋め尽くされていて、それを処理するのは大変でした。

### 4番

私は無職でしたが、定年退職した主人が家にいたので、お昼とか夕方の心配ばかりしていました。拘束時間がちょっと長いと思いました。

### 記者（毎日新聞）

ありがとうございます。では、3問目。裁判員を経験したことで、皆さん、被告人に対するある程度の決断を下されたと思いますが、例えば被告人からの報復であったりとか、そういうことに対する懸念など、裁判を経験する中で不安だとか恐怖だとかを感じたことがもしあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

### 1番

そういう不安というのは、やっぱりないと言えようそになるかもしれないんですけど、住所も名前もわからないわけですから、そういう報復というのは考えたことはないです。

### 2番

同じく、報復とか嫌がらせとかいうのは全然感じなかったし、感じようともし

なかったというか、全然心配なかったです。

3番

私も全くありませんでした。

4番

私もありませんでした。

記者（毎日新聞）

ありがとうございます。最後の質問です。裁判員裁判を実際経験されてみて、この裁判員制度、始まって10年になりますけれども、抱える課題という点、あえて挙げるとしたら、何かもしあれば教えていただきたいと思います。

1番

今回の事件はすごく難しいというふうな感じを受けましたので、もう少し易しい事件から少しずつ慣れていってもらった方がいいんじゃないかなというふうには感じます。

2番

この制度が始まったのは、一般の方とどのぐらいの意識の差があるのかなというところで始まったと思うんです。

進め方に関しては、素人ですし、裁判官の指示に従ってどう受け取るかということが問題だと思います。学識経験者みたいな人が中にいれば、いろんな意見も出るかと思いますが、大体集まる人はわからない方が集まってきているので、そういう難しいことを、意見をとったところで、所詮わからないような意見しか出ないと思います。

わからないわけですから、とんでもないことを言ったこともあるかと思いますが、それでも流れとしては、こういう方向でやっていっていいのかなという気がします。

3番

まず、どこも今、人手不足なんです。非常に人手が足りずに、超勤とかも当た

り前にしている中での参加のしづらさ、休みのとりにくさを思いました。

こういう制度があるというのはわかってるんだけど、まさか自分になるとは思っていないので、私の周りの家族や友だちも、そんな面倒なのどんな理由付けたって断ればいいのについて言い方をする人が多かったです。

私、経験した上でこういうのはすごい貴重ないい体験をさせてもらったと思うので、是非やってみたいと思うような人が出てくるぐらい、浸透していくといいんじゃないかなと思っています。

#### 4番

やっぱり会社勤めの人には休暇のとり方もあるでしょうし、遠くから来る人は前泊して、裁判終わるまでずっとホテル住まいの人もいました。

そういう人たちは、大変だな、何か断る理由なかったのかなと思うぐらい、何か気の毒な感じがしました。新潟は広いので、半分に分かれて、中越とここで分かれると、そんな宿泊しなくて済むのかなという感じはします。

#### 記者（NHK）

今日参加されて他の裁判員経験者の方からのお話を聞いたと思うんですけど、今回、この交換会に参加してこういう場で話をしようと思った理由などがあれば、教えていただきたいです。

#### 1番

1年も経つので、皆さんの顔をもう一度見てみたいということもありましたし、1年経ってまた自分なりの考えも変わったかなという、そういう意見も聞いてみたいなと感じました。

それで、こういうのに参加してみて、もう一度事件を振り返って、正しかったかどうかというのはわかりませんが、皆さんはどういうふうに感じたのかなともう一度聞いてみたいなと思っていました。

#### 2番

率直に言えば、もう選ばれないかなというところを出しましたが、もう年とっ

てくると長く覚えてられないです。なので、意見交換会を行うならせめて半年以内、もしくは3か月以内みたいな感じでやった方がいいんじゃないかなと、そういう気持ちです。

### 3番

私はこの意見交換会のお手紙が届いたときに、特に不規則勤務なので休みもとりにやすいし、あと断る理由もなかったの、参加しますということで返事を出したんです。この場に来たらたった四人しかいないし、すごく緊張し過ぎて後悔したところがあります。

でもまた誘いがあれば多分、「出席します」でお返事すると思います。

### 4番

私も軽い気持ちで他の方がどんな思いをしているのか御意見を聞きたかったのと、あと主人がこういうことに当たるのはめったにないことだから、行ってこいと言われたのと、歩いてこれるのが一番の理由です。乗り物に乗ってまで行こうという気は、申し訳ないですけどもなかったと思います。

### 記者（NHK）

ありがとうございます。裁判員の方は、実際今日参加をしてみて、他の方の意見であつたりとか、こういった感想を持ったというお話を聞いたと思うんですけど、それを受けてやっぱり改めて考え直したこととか、思ったことというのが何かあればお願いします。

### 1番

先ほどちょっと申し上げたんですけども、持っている憎しみをとめるのは、その人が持つてる理性というものだと思います。何でそこで理性を働かせられなかったのかなということが、こういう事件を起こすことじゃないかなというふうに感じました。そういう感じで、憎しみというのは恐ろしいもんだなと感じました。

### 2番

なるべく人様に迷惑をかけないように生きていきたいなどは思っているんですけど、今回の事件を通して、普通の人が犯罪を起こす時代なのかなという、そういう気がしました。私自身、なるべく自制しながら理性を持って生きていきたいと、そんなように考えております。

### 3番

いつ人は犯罪者になるかわからないなというので、自分も周りの人間も可能性はゼロではないんだなということは、やっぱり感じます。気を付けて犯罪者にはならないように生きていきたいと思います。

### 4番

私以外、三人の方は同じ裁判をやってきましたんですけど、その方たちも犯罪をした人の気持ちがわからないというのがわかって、何でという思いで裁判をしてきたんだなというのがわかりました。

### 大野所長

それでは、意見交換会を終了するに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は皆様、貴重な御意見をありがとうございました。お話を伺って、積極的に裁判に取り組んでいただいたことがよくわかり、大変ありがたく思いました。また、裁判をこれまでより身近に感じて理解を深めていただけるようになり、裁判員となったことを貴重なよい経験として受けとめていただいているようであることも、うれしく思っております。

訴訟活動や評議のあり方についてもいろいろ御指摘をいただきました。皆様の御意見を十分に踏まえながら、今後も法曹三者の意見交換を重ね、裁判員裁判の改善に更に取り組んで参りたいと思います。また、あわせて裁判員の方が安心して参加できる環境の整備にも努めていきたいと思っております。

皆様にはこれからも裁判員裁判の経験者として、報道等で接する裁判員裁判を是非温かく見守っていただければと存じます。今後ともよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

以 上